

1 ハイライト

2024年度 軽量化率は28.1%、リサイクル率は85.1% ともに目標達成

リデュース

2024年度も目標
「指定PETボトル全体で25%以上の
軽量化(2004年度比)」を達成

2024年度

軽量化率

28.1 %

(前年度比 0.3ポイント減)

削減効果量

254 千トン

(前年度比 7.0%増)

P4-5参照 →

リサイクル

2024年度も目標
「リサイクル率85%以上の維持」を達成

2024年度

リサイクル率

85.1 %

(前年度と同じ)

リサイクル量

国内 **445** 千トン

(前年度比7.2%増)

海外 **110** 千トン

(前年度比12.8%減)

P6-7参照 →

水平リサイクル

2030年度までに
ボトルtoボトル比率50%を目指す

2024年度

使用済みPETボトルの水平リサイクル

ボトルtoボトル比率*

37.7 %

(前年度比 4.0ポイント増)

ボトルtoボトルリサイクル

246 千トン

(前年度比 14.7%増)

※販売量に対するボトルtoボトルリサイクル
される量の比率

P12参照 →

有効利用

2030年度までに
PETボトルの100%有効利用*をを目指す

2024年度

PETボトルの有効利用率

98.6 %

(前年度と同じ)

※有効利用:リサイクルに熱回収を加えたもの

P12参照 →

2025年7月

清涼飲料用ペットボトル容器「環境配慮設計認定制度」対象商品に

P13参照 →

1 ハイライト

資源有効利用促進法改正

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(GX推進法・資源有効利用促進法改正)が公布され、令和8(2026)年4月1日から施行されます。

資源有効利用促進法(資源法)改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告(指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計(解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計)の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進(指定再資源化製品)

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例(適正処理の遵守を前提として業許可不要)を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE(サーキュラーエコノミー)コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

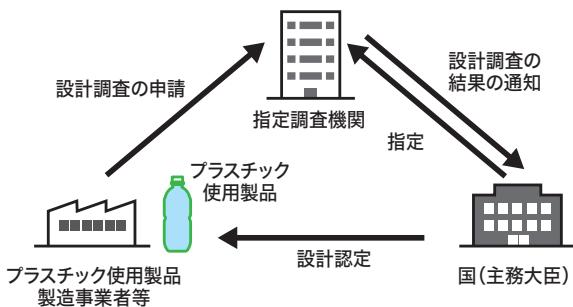
環境配慮設計認定制度

環境配慮設計認定制度は、2022年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」に基づいて制定された「プラスチック使用製品設計指針」に則したプラスチック使用製品のうち、特に優れた設計製品について主務大臣の認定を受けることができるものです。

今回、清涼飲料用ペットボトルは、認定基準の第一弾となる4つの製品分野のひとつとして公表されました。今後は、清涼飲料製造事業者各社が、各ブランドの個別製品ごとに認定申請を行い、認定製品は経済産業省、各事業者のWebサイトなどで公表が可能になります。

(P13参照)

設計認定のスキーム



食品衛生法の改正

2018年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度を導入しました(2020年6月1日施行)。

2025年5月31日にポジティブリスト制度の経過措置(施行日より前に製造されている器具・容器包装と同様なものは、ポジティブリスト適合とみなす)が満了しました。再生PET樹脂は「物理的再生処理された重合体」としてポジティブリストに収載されました。

(P14 (2) 再生PET樹脂の第三者認証制度始まる 参照)

器具・容器包装のポジティブリスト制度

- 合成樹脂については、規格基準告示(厚生省告示第370号)別表第1に掲載されている物質のみ使用可能

別表第1

第1表

- ・合成樹脂の基材(ポリマー)を規定
- ・エスチル結合、カーボネート結合など基本構造ごとに21種類に分類※具体的なモノマー等は別途通知で規定
- ・使用量の制限はない

第2表

- ・合成樹脂の添加剤を規定
- ・基本的には化合物ごとに使用量及び特記事項(分子量の制限や構造の限定等、特にある場合)を規定
- ・全840物質を収載(令和6年9月27日改正後)

- 別表第1に掲載されていない新規物質については、個別に申請・審査を行う安全性審査等の手続きにより、使用可能

サーキュラーパートナーズ(CPs)領域別WG(清涼飲料用PETボトル循環)

清涼飲料業界はPETボトルのリサイクルを進めていく具体的な指標として、2030年ボトルtoボトル50%を目標に動脈連携による資源循環を進めており、経済産業省が2023年に設立した「サーキュラーパートナーズ」に(一社)全国清涼飲料連合会(以下、全清飲)が参加しました。

2024年11月から全清飲および同会員のリーダー社、推進協議会、リサイクラーなどをメンバーに、成長志向型の資源自律経済の実現に向けて議論を開始。業界の枠を超えた持続可能な国内資源循環のために何が必要か、2025年9月に課題と方向性などを、ビジョンロードマップ検討WGで発表しました。

1. 新需要の拡大として、50%を実現するために既存の取り組み企業の進化と未着手企業への取り組み提案、またリサイクルPETの価格安定化による需要創出
2. 供給産業の構築としてベール品質基準や事業系ベールの品質向上
3. 消費者への価値訴求として、資源循環によるCO₂排出削減など啓発活動を強化していくことなど、2030年をゴールとした活動ロードマップも提示

また2026年より資源有効利用促進法改正が施行されます。PETボトルは指定対象品目になり、2027年には一定量を生産・利用している事業者は利用計画を国に提出することも義務付けられます。

リサイクルのトップランナーとして、これからも社会から認められるように資源循環の動脈連携を進めていきます。